

相続税の還付とは

相続税の申告書は、相続開始（死亡日）から10カ月以内に税務署に提出しなければなりません。提出した後でも修正は可能です。

納税者（相続人）は、提出した相続税申告書の間違いや状況の変化などに気づいた場合、再度相続税申告をやり直し、多く払いすぎた相続税の還付を受けることができます。これを「相続税の更正の請求」といいます。当社においても数多くの還付事例があり、還付額は約200万円から数千万円に及ぶ例もあります。

なぜ還付が多くできるの

か？ その理由は、土地の評価が関係しています。

例えば、5千万円の土地の評価が半分の2500万円になった場合、仮に税率

ここが気になる 老後の「イロハ」

相続税が戻ってくる？

り、相続開始（死亡日）から5年10カ月以内となっています。

土地評価を見直すには

ホームページなどで相続専門とうたっている事務所があるようですが、本当の土地評価の専門家はまだまだ少ないのが実状です。

もし、以前の相続で土地の現地確認を行わずに申告を税理士に頼んでいる場合は、還付の可能性があるのかもしれない。税理士1人当たり1年間の相続税申告数は1・42件です。申告後に税務調査が入らなかつた場合ほど、かなり多くの税金を払い過ぎている

のかもしれない。ちなみに、税務署は多くの税金を払い過ぎても指摘はしてくれません。

更正の請求をお考えの人、相続税申告の必要ない人、相続税対策をご希望の人は、一度相談ください。

＝ 終わり

問合せ (株)相続手続サポートセンター フリーダイヤル 0120-054-078



大宮 龍幸 (おおみや たつゆき)

税理士・行政書士

1964年生まれ。1995年

税理士法人アイビ

ス(名古屋市中区フリタケ栄ビル)の前身となる大宮会計事務所を開業。2009年相続手続サポートセンター設立。